

標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 则

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この状態に定めのない事項については、法令又は、般に確立された慣習によります。

2. 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利益にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定をかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2. この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、海外旅行とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3. この部で「旅行契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会員が選択するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で、旅費、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込などを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務を、当該債務又は債務が履行されるべき日以前に別途決済する場合を除くものとします。

4. この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は預り荷物を履行するべき日をいいます。

（旅行契約の内容）

第3条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（手配代行者）

第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることができます。

第2章 契約の締結

（契約の申し込み）

第5条 当社が募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の中込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の中込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2. 当社に通報契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名前、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3. 前項の中込金は、旅行代金又は取扱料の一部として取り扱います。

4. 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出してください。このとき、当社は可能な範囲内にてこれに応じます。

5. 前項の申込に際づき、当社が旅行者のために特別な措置を要する費用は、旅行者の負担となります。

（電話等による予約）

第6条 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の申込みを受け付けています。この場合は、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社に手配料の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出すれば会員番号等を通知しなければなりません。

2. 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったときは又は会員番号等の通知があつたときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることがあります。

3. 旅行者が第1項の期間内に申込金を提出しない場合は又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなったものとして取り扱います。

（契約締結の拒否）

第7条 当社は、次に掲げる場合には、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

（1）当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

（2）店頭販売者数が募集予定数に達したとき。

（3）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

（4）通常契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないとき。

（5）旅行者が暴力団員、暴力団準備員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は会員登録の他の反社会的勢力であると認められるとき。

（6）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して過激的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

（7）旅行者が、風説を流す、偽証を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

（8）その他当社の業務の上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した際に成立するものとします。

2. 通報契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時で成立するものとします。

（契約書面の交付）

第9条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2. 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところにあります。

（確定書面）

第10条 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送機関は宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載して列挙した上で、當該契約書面付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日）に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合は、（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日）に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合は、（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日）まで当該契約書面に記載する日までに、これらは確定書面と記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2. 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前でも後でも、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3. 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

（情報伝達の技術を利用する方法）

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報伝達の技術を利用してする方法により確定書面に記載すべき事項（以下この点において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2. 前項の場合において、旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

3. 当社が確定書面に付した場合には、前条第2項の規定により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところにあります。

（旅行代金の額）

第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2. 通報契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

（契約内容の変更）

第13条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行日程にかかわらず運送サービスの提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために必要なものとされ、旅行者にあらかじめ運行中は当該事由が発生する旨を知り得るものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、実質的に現状を説明します。

（旅行代金の額の変更）

第14条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この点において「適用運賃・料金」といいます。）が、若しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に開示した額にかかる旨を有するものとして公示されており適用運賃・料金に比べて、通常想定される料金を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができる。

2. 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3. 当社は、第1項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減額だけ旅行代金を減額します。

4. 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する手配料（適用契約内容の変更のための手配料を除く）に該当する場合は、その手配料又は手配料を加算する場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができる。

2. 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3. 当社は、第1項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減額だけ旅行代金を減額します。

4. 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する手配料（適用契約内容の変更のための手配料を除く）に該当する場合は、その手配料又は手配料を加算する場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができる。

2. 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3. 当社は、第1項の契約書面の位置の確認は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

（旅行者の解約権）

第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取扱料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通常契約を解除する場合には、当社は、提携会社のカードにより所定の金額への旅行者の署名をして取扱料の支払いを行います。

2. 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取扱料を支払うこととなる募集型企画旅行契約を解除することができます。

（1）当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2上欄「左欄」に掲げるその他の重要なものであるときには限りません。

（2）第16条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

（3）天災地変、戦乱、暴動、運動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある場合でござります。

（4）当社が旅行者に対し、第16条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

（5）当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が

不可能となったとき。

3. 旅行者は、旅行開始後ににおいて、当該旅行者の真に付すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受けることができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取扱料を支払うことなく、旅行サービスの当該受取ることができる場合において、旅行サービスが解約することができます。

4. 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受取ることができる場合において、旅行サービスに係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合当社の責に付すべき事由によらず、旅行者に支払われる金額その他の料金その他の料金を支払うべき日より前に、當社が旅行サービスに対して取扱料を支払つたものに係る金額を差引いたものを旅行者に払戻す。

（当社の解除権等一旅行開始前の解除）

第17条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解約することができます。

（1）旅行者が、旅行サービスを受けることができないとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取扱料を支払うことなく、旅行サービスの当該受取ることができる場合において、旅行サービスが解約することができます。

（2）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとい認められるとさき。

（3）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとさき。

（4）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があるとき又は、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（5）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（6）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（7）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（8）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（9）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（10）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（11）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（12）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（13）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（14）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（15）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（16）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（17）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（18）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（19）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。

（20）旅行者が、旅行サービスの内容に問題があると認められるとさき。</

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）
第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときに、本章から第4章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

2 前項の傷害には、身体外部から有するガス又は有毒物質を偶然かつ一時的に吸収、吸収又は攝取したときに急激に生ずる中毒症状（織続的に吸入、吸収又は攝取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項及び受注型企画旅行契約の部第2条第1項に定めるものといたします。

2 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等によって提供される当該企画旅行行程に定める最初の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定期間を「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定期間を「企画旅行参加中の時まで」の間に「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定期間を「企画旅行参加中の時まで」の間に「企画旅行参加中」といいます。ただし、旅行者が当該企画旅行の行程から離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間は「企画旅行参加中」といいません。また、当該企画旅行に際し、旅行者が当社の手配による運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けた日（旅行地の標準時間によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対する規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日「企画旅行参加中」とはいたしません。

3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

（1）添乗員、当社の使用人又は代理人が受け付ける場合は、その受け付完了時
（2）前号の受け付が行われない場合において、最初の運送、宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時
ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車乗車時

ニ 車両であるときは、乗車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

4 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

（1）添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げた時
（2）前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送、宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内からの退場時
ロ 船舶であるときは、下船時
ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
ニ 車両であるときは、降車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合—その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

（1）旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（2）死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

（3）旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（4）旅行者が法令に定められた運送資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運送ができるないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（5）旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（6）旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（7）旅行者の妊娠、出産、早産、流产又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

（8）旅行者の歯科、皮膚、消化器、泌尿器、呼吸器、内分泌、内臓、四肢、神経などの器管の行動によって、全般又は一部の部位において著しく平穡が害され、治療維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（9）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故。

（10）前2号の事由に隠れて生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

（11）前10号以外の放射線照射又は放射能汚染。

2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部障害（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合—その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

（1）地殻、噴火又は津波

（2）前号の事由に隠れて生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

（補償金等を支払わない場合—その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合には、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。

（1）旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行（いざれも純闘を含みます。）又は試運転（性能試験の目的とする運転又は操縦をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車をして走行路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことを理由として支払いません。

（2）航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機（定期便であると不定期便であるとを開いて）、以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（3）補償金等を支払わない場合—その4）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円（以下「補償金等」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した額を支払います。（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大的障害又は身体の一端の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものとします。以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者1名につき、補償金額に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

2 前項の規定にかかるらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から180日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

3 別表第2の各号に掲げていない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に關係なく、身体の障害の程度に応じて、かつ、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の（3）、（4）、（2）、（3）、（4）及び（5）（2）に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7、8及び9に規定する上級（及び下級）又は下級（脚及び足）の後遺障害に対しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の60%をもって限度とします。

5 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平當の業務に従事すること又は平當の生活ができないなり、かつ、入院（医師による判断が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に応じ、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

（1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。

（2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。

（3）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

ロ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（4）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

ロ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（5）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（6）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（7）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（8）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（9）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（10）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（11）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（12）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（13）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（14）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（15）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（16）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（17）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（18）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（19）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（20）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（21）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（22）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（23）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（24）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（25）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（26）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（27）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（28）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

（29）国内旅行を目的とする通院旅行の場合

イ 入院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。

</

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 则

（適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利益にならない範囲で書面により特別を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- （用語の定義）
- 第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次すること等により旅行者が運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊等の他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配することを引き受けた契約をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送、宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。
- 4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で通常、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け付けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務を、当該債務又は債務が履行されるべき日既に常に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第16条第2項又は第5項に定める方法により支払うことを手配旅行契約をいいます。
- 5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- （手配料金の終了）
- 第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休暇、条件不適等の事由により、運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合は、旅行者は、当社が手配旅行代金として既に受取した金額を超えるときは、旅行者に、その差額を支払います。

- （手配代行者）
- 第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配をして行う者その他の補助者に代行させることができます。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

- 第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼によって手配旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

- 3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

- （契約締結の拒否）

- 第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 通信契約を締結しようとすると、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (2) 旅行者が、暴力團員、暴力團構成員、暴力團關係者、暴力團關係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して背道的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) 旅行者が、風説を流布し、偽証を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5) その他当社の業務上の都合があるとき。

- （契約の成立時期）

- 第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受取した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

- （契約成立の特則）

- 第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることができます。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

- （乗車券及び宿泊券等の特則）

- 第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、自らによる申込みを受け付けることがあります。

- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

- （契約書面）

- 第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配する手配旅行サービスについて、運送車両費、宿泊料その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

- （情報通信の技術を利用する方法）

- 第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（自ら当社旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

- 第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

- 2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を消去して運送、宿泊機関等に支払うべき取消料、運送料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に歸属するものとします。

- （旅行者による任意解除）

- 第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの返却として、又はまだ提供を受けない旅行サービスに係る取消料、運送料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

- （旅行者の責に帰すべき事由による解除）

- 第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解消することができます。
- (1) 旅行者が既定の期日までに旅行代金を支払わないとさ。
- (2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

- (3) 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既にまだ提供を受けない旅行サービスに係る取消料、運送料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

- 第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。
- 2 旅行代金は、当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 3 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利益にならない範囲で書面により特別を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（適用範囲）

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

- 3 当社は、旅行開始前にあって、運送、宿泊機関等の運賃、料金の改訂、為替相場の変動その他の理由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することができます。

- 4 前項の場合においては、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより旅行サービスの旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第4条第1項第2号の規定により手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社が定める支払方法により、旅行者が当社に支払すべき費用等を支払わなければなりません。

- 6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用して手配旅行サービスの記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は料金を、当社が旅行者に通知した日とします。

- 7 前項の場合において、旅行者と手配旅行契約を締結する場合において、旅行者に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

- （手配の実務）

- 第8条 当社は、受託業務を行なうに当たって知り得た情報を他に漏らすことないようにいたします。

- （旅行者の義務）

- 第9条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手續代行料金を支払わなければなりません。

- 2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務を行なうに当たって、本邦の官公署、在日外国公館その他の者に、手配料、在証料、委託料その他の料金（以下「旅券等」といいます。）を支払わなければなりません。

- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に受取した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払います。

- 4 精算旅行代金が旅行代金として既に受取した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を支払わなければなりません。

- （旅行代金の精算）

- 第10条 当社は、当社が手配する手配旅行契約を手配するため、運送、宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担すべき料金及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に受取した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めるとこにより速やかに旅行代金の精算をします。

- 2 当社は、旅行者が手配旅行契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより旅行サービスの旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に支払うべき費用等の額又は料金を、当社が旅行者に通知した日とします。

- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に受取した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、第4条第1項第2号の規定により手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社が手配旅行契約を解除するに當て手配旅行契約の手配料を支払わなければなりません。

- 4 精算旅行代金が旅行代金として既に受取した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を支払わなければなりません。

- （手配旅行契約の締結）

- 第11条 当社は、渡航手續代行契約の全部又は一部を解除することができます。

- 2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手續代行契約を解除することができます。

- (1) 旅行者が手配旅行契約を締結したときは、その損害を賠償する責に任します。ただし、損害発生の翌日から起算して6ヶ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

- (2) 当社が、渡航手續代行契約により、実際は旅行者が旅券等を取得できること及び開港国への出入口が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等の取得ができず、又は開港国への出入口が許可されなかつたとしても、当社はその責任を負うものではありません。

- (3) 当社が、渡航手續代行契約に基づき旅券等の費用を負担するほか、当社に対して、当社が既に支払った旅券等及び前各項の費用を返すものとします。

- 4 旅行者が旅券等の費用を支払うことを承認したときは、当社が旅券等の費用を支払うものとします。

- （手配旅行契約の解消）

- 第12条 当社は、渡航手續代行契約を解消することができます。

- 2 当社は、次に掲げる方法を用いて手配旅行契約を解消することができます。

- (1) 旅行者が手配旅行契約を締結したときは、その損害を賠償する責に任します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

- (2) 当社が、渡航手續代行契約により、実際は旅行者が旅券等を取得できること及び開港国への出入口が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等の取得できず、又は開港国への出入口が許可されなかつたとしても、当社はその責任を負うものではありません。

- 3 旅行者が、旅券等の費用を支払うことを承認したときは、当社が旅券等の費用を支払うものとします。

- 4 旅行者が旅券等の費用を支払うことを承認したときは、当社が旅券等の費用を支払うものとします。

- （旅券等の作成）

- 第13条 当社は、旅券等の作成にかかる料金を、旅券等の提出を受けることなく旅券等の取得にかかる料金とします。

- 2 当社は、旅券等の作成にかかる料金を旅券等の提出を受けることなく旅券等の取得にかかる料金とします。

- 3 旅券等の作成にかかる料金を旅券等の提出を受けることなく旅券等の取得にかかる料金とします。

- 4 旅券等の作成にかかる料金を旅券等の提出を受けることなく旅券等の取得にかかる料金とします。

- 5 旅券等の作成にかかる料金を旅券等の提出を受けることなく旅券等の取得にかかる料金とします。

- 6 旅券等の作成にかかる料金を旅券等の提出を受けることなく旅券等の取得にかかる料金とします。

- 7 旅券等の作成にかかる料金を旅券等の提出を受けることなく旅券等の取得にかかる料金とします。

- 8 旅券等の作成にかかる料金を旅券等の提出を受けることなく旅券等の取得にかかる料金とします。

- 9 旅券等の作成にかかる料金を旅券等の提出を受けることなく旅券等の取得にかかる料金とします。

- 10 旅券等の作成にかかる料金を旅券等の提出を受けることなく旅券等の取得にかかる料金とします。

- 11 旅券等の作成に